

令和7年度 住生活安定向上施策推進会議の開催について

令和7年8月6日
関係省庁申合せ

- 1 住生活基本計画（全国計画）（令和3年3月19日閣議決定）に基づき、関係省庁間の緊密な連携・協働により、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和7年度 住生活安定向上施策推進会議（以下「推進会議」という。）を開催する。
- 2 推進会議の構成員は、関係省庁の局長又は局長に準ずる以下の者とする。ただし、必要があると認めるときは、構成員を追加又は変更し、また、構成員以外の者の出席を求めることができる。
内閣府大臣官房政策立案総括審議官
警察庁生活安全局長
消防庁次長
厚生労働省政策統括官（総合政策担当）
林野庁次長
経済産業省製造産業局長
環境省総合環境政策統括官
国土交通省不動産・建設経済局長
国土交通省都市局長
国土交通省住宅局長
国土交通省土地政策審議官
- 3 推進会議に幹事会を置く。幹事会の構成員は別紙のとおりとする。ただし、必要があると認めるときは、構成員を追加又は変更し、また、構成員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 推進会議の庶務は、関係省庁の協力を得て、国土交通省住宅局において処理する。
- 5 前各項に掲げるもののほか、推進会議の運営に関する事項その他必要な事項は、推進会議において定める。

(別紙) 住生活安定向上施策推進会議幹事会構成員

内閣府大臣官房企画調整課長

警察庁生活安全局生活安全企画課長

消防庁総務課長

厚生労働省参事官（総合政策統括担当）（政策統括室副室長併任）

林野庁林政部木材産業課長

経済産業省製造産業局生活製品課住宅産業室長

資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部省エネルギー課長

環境省大臣官房環境計画室長

国土交通省不動産・建設経済局総務課長

国土交通省都市局総務課長

国土交通省住宅局住宅戦略官

国土交通省不動産・建設経済局土地政策課長

(参考) 住生活基本法 (平成 18 年法律第 61 号)

第 4 章 雑則

(住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の実施状況の公表)

第 21 条 国土交通大臣は、関係行政機関の長に対し、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の実施状況について報告を求めることができる。

2 国土交通大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(参考) 住生活基本計画 (令和 3 年 3 月 19 日閣議決定)

第 4 施策の総合的かつ計画的な推進

(1) 住生活に関わる主体・施策分野の連携

①本計画に基づく施策を推進していくため、国においては、関係行政機関による「住生活安定向上施策推進会議」を活用し、住生活基本計画に基づく施策を関係行政機関が連携して推進するとともに、施策の実施状況を毎年度とりまとめる。